

第381回 東京大学図書行政商議会議事要旨

日 時 平成19年3月9日(金) 10:00～12:30

場 所 総合図書館3階 大会議室

出席者 <委員長> 西郷和彦 <副委員長> 廣瀬久和 <委員> 大内尉義、山田一郎、佐藤 信、柴橋博資、長澤寛道、小幡道昭、鹿児島誠一、根本 彰、斎藤 毅、山本一夫、舘 暲、三宅健介、佐藤比呂志、池本幸生、平島健司(代)、畑中研一、横山伊徳、黒田和明(代)、金道浩一、木暮一啓、堀 浩一 (代)は代理出席者
<オブザーバー> 兵頭俊夫、西川洋一

欠席者 新井洋由、姜 尚中、多羽田哲也

列席者 笹川郁夫、川瀬正幸、関川雅彦、栃谷泰文、酒井清彦、中井雪子、森 啓介、市村櫻子、合田美恵子、仲 和子、高嶋秀介、二宮一郎、吉田左貴子、江川和子、本多 玄、石川一樹、藤田英子

配付資料 1. 第380回図書行政商議会議事要旨
2. 東京大学附属図書館資料利用制限措置等に関する内規(修正案)
3. 全学共通経費による基盤的学術雑誌等整備の大型コレクションに関する収集方針
4. 平成19年度大型コレクション推薦資料一覧
5. 図書職員のキャリアパス計画について(素案)
6. 図書館諸規則の改正について
7. 東京大学附属図書館文献複写等規則の改正について
8. 総合図書館のGoogle Books Library Project / パイロットプロジェクトへの参加について(館長提案)
9. 平成18年度第5回附属図書館運営委員会での各委員の意見
10. 各委員の意見に対する館長の理解
11. Google 社との協議について
12. Google Book Search検索・表示事例
13. 図書行政商議会附属図書館サービス特別委員会議事日程
追加資料: 「G社のプロジェクトへの参加に関する協議の開始について」2名の委員から追加された意見

<開 会>

- ・西郷委員長の主宰のもとに開会した。
- ・代理出席者の紹介があった。
- ・川瀬総務課長から配付資料の確認があった。

<議 事>

1. 前回議事要旨の確定

西郷委員長から、第380回議事要旨を資料1のとおり確定し、ホームページで公開した旨報告があった。

2. 協議事項

(1) 資料利用制限措置等に関する内規について

西川館長補佐から、配付資料 2 にもとづき、前回 (3 8 0 回) の図書行政商議会において原案にご意見をいただき、さらに附属図書館運営委員会等で議論を重ねて修正案を作り、各部局からのご意見を伺った結果として今回提出の最終案の概略説明があった。

意見交換では、次のような意見が出された。

- ・外部からの利用制限を契機として作られたものだと思うが、文面としては通常の閲覧業務を行っている場合にあてはまる内規と読める。申し合せ事項に歴史的資料の学術的利用については、過度の利用制限は行わないということを付けていただきたい。

- ・歴史的な価値を持っている資料は広く学会の共有財産として公開し、その利用に供すべきものとし、申し出の対象外であるとする必要がある。

- ・第 4 条第 1 項について意見が出ているが、これ以上緩めるということは、国の法律で名誉毀損とか人権侵害になるということが判っているながら、東京大学がそれをそのままにすることによって、これはある意味限界であり、これ以上緩くしたら違法なことを大学が認めたことになる。

- ・これには二重の問題があって、利用者側の公開の要求と権利侵害の利用制限の問題が両側からかかってくる。研究者からは、一般的に公開はさせるべきだとの意見が強く出る。各部局にフリーハンドを与えていただかないと済まない事情があるのだということで、10 条を独立させていただいたことはその限りでは大変ありがたい。しかし、こういうふうに設定した場合に、逆に読んだ方から、公開要求が強く出るのではないか。

- ・外からの制限要求に対する規則で、公開要求に対しては第 10 条で対応すると、非常に良くできていると思うが、6 条の 1 項に相当する部分を第 2 条か 3 条に持ってくれば、読んで判りやすいと思う。

- ・非常に微妙な問題があって、外部からの公開要求と制限要求のずれが当然あるわけで、部局図書館でその隙間を個別に対応すべきとなった場合に板ばさみになる懸念がある。公開要求に対する対応も、ここに盛り込むかどうかは別にして考える必要がある。

- ・多くの研究者が利用制限等を外そうと努力をし、利用状況が改善して現在の到達点がある。最後は運用ということになると思うが、改善するために歴史学の研究者達が非常に努力してきていることをご理解いただきたい。

以上の意見を踏まえ、西郷委員長から、あくまでも本学の附属図書館が所蔵する資料は原則公開であり、権利侵害その他の事があった場合には大学として対応する。部局ごとに制限を続けられるようにしたのは、あくまでも学問の上でそういうことが必要であるという一点に言い尽きている。それを保証しているのが、学問の自由を大きく制限するようなものにはなってはならないということである。この規程は、できた後も具体的な事例が出るたびに、図書行政商議会でご報告・検討をし、合理的な理由があれば改善もしていきたいとの発言があり了承された。

(2) 大型コレクションに関する収集方針及び収集計画について

堀サービス特別委員長から、標記について配付資料 3、4 にもとづき報告があり、平成 19 年度の大型コレクションは法学部・文学部・総合文化の三部局から推薦のあった「オンライン版 18 世紀刊行物コレクション：26,000 千円」が最も趣旨に合致しており、サービス特別委員会で選定した旨報告された。

報告を受け、大型コレクションに関する収集方針及び運用方針については、意見交換の結果承認された。また、平成 19 年度の大型コレクションは選定結果のとおり承認された。

(3) 図書職員のキャリアパス計画について

笹川部長から配付資料 5 にもとづき説明があった。

意見交換では、次のような意見が出された。

- ・基本的には従来図書館職員の上位ポストが少なかったもので、それに対してこうした提案というのは前向きで良いと思う。

- ・専門員だけでなく、職員と専門職員の割合がむしろ重要だと思う。専門職員の方も処遇していただきたいと思う。選考に当たって、小部局では全体がどうなっているか、一般的なところで評価が難しいが、不利益がないよう制度設計をお願いしたい。

- ・スペシャリストの体制は必要であり、図書館がゼネラリストで定型的な業務だけやればいいというのは日本の特殊的状況で、学問の内容に踏み込んだものが必要だと思う。主題別に人文系とか社会系とかを入れたのは非常に良かったと思う。どのように実現するかは、かなり難しいことで、是非大学として研修体制をきちっと作っていただきたい。

意見交換の後、西郷委員長から、具体化するときを考えさせていただき旨発言があり承認された。

(4) 図書館諸規則の改正について

川瀬課長から配付資料 6 にもとづき改正理由、改正箇所の説明があり提案のとおり承認された。

(5) 複写規則の改正について

栃谷課長から配付資料 7 にもとづき改正理由、改正箇所の説明があり提案のとおり承認された。

(6) G 社のプロジェクトへの参加に関する協議の開始について

西郷委員長から、附属図書館運営委員会での審議の結果について報告があった。本日、皆様の意見を聞いて結論を出すことはせず、皆様の意見を次期館長に申し送りたいと考えている。今日は、G 社との協議に入って良いかどうかの議論であることをご理解いただきたいとの発言があった。

栃谷課長から配付資料 8 , 9 , 10 , 11 , 12 にもとづき説明があった。

追加資料として意見を新たに出し、又追加した 2 名の委員から説明があった。

意見交換では、次のような意見が出された。

- ・資料 11 の検討事項は資料 9 で示されている意見とは、かなり乖離していると思うので、協議に入ること自体に反対である。

- ・経費が問題になっていて、6 億円得するということでもかなり早急になっているような気がするが、こういう非常に大事なことが簡単に決められるということは大変なことだと思う。逆に文化財産を民間企業に売り渡さなければいけないほどお金に困っているということを、政府なり財政当局に説明し、資金獲得を目指していくべきだと思う。

- ・メリットの方で遡及入力がこれで出来るとか、目録が整備できるというのは、あまりおおっぴらに書くべきものではなく、あまりにもさかしいという感じがする。

西郷委員長から、ただ今いただいた意見も含めて、委員の先生方のご意見を伺いたいので、事務方から連絡先、期限等の連絡をさせていただき。ぜひ、ご意見をお願いしたいとの発言があった。

3 . その他

(1) 附属図書館サービス特別委員会報告

堀サービス特別委員長から配付資料 13 にもとづき報告があった。